

## Happy New Year

本年が皆様にとりまして幸せな年でありますようにお祈りします。  
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

5日 小寒, 7日 七草, 14日 成人の日, 20日 大寒

## January 案内



河口湖畔から

東日本大震災の復興のための**復興特別所得税**を徴収することが定められており、それを源泉所得税徴収する際に併せて源泉徴収を行うこととされました。源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の**2.1%相当額**であり、対象は**平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間**に生ずる所得となっています。このため、今月の支払給与から、平成25年分以後の源泉徴収税額表が変更され、この新しい税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額(※給与計算ソフトは自動計算)を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付することとなります。なお、年末調整についても、所得税と復興特別所得税の合計額で行うこととなっています。

また、弊所からの請求書上の源泉所得税も10%から10.21%となり、こまかな数字となりますことお手数をおかけしますがどうぞよろしくお願い致します。(昨年12月請求で1月のお支払分では「12月分等12月の役務に対しては従前の10%が良い」との事でそのようにさせていただいております。

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) **健康保険 49.85(愛知)** / 1000、**介護保険 7.75** / 1000  
**厚生年金保険 83.83** / 1000 **雇用保険 5** / 1000 (建設業 6 / 1000)

## 2. 名言名句

「私は悩んだことがない人間だ。理由は簡単、問題が起きたら悩むのではなく、考えて解決しようとするからである。悩みは心身の健康に良くない。悩むことに何の生産性もない。悩んで問題が解決することなどない。問題解決の手法を学び、**悩みに正面から取り組む習慣を付けると悩みがなくなる。**」

大前研一(経営コンサルタント)

## 3. 法律ワンポイント 繰上げ受給もアリ!か?

いよいよ4月からは、**高年齢者雇用安定法改正あり**、また**年金の支給開始の引き上げが始まります**。大手の大和ハウスグループやサントリーなどは定年自体を65歳に引き上げると発表しています。一方でNTTなどは40から50代の賃金抑制などを打ち出していますが、各社の状況に応じて雇用形態・賃金体系を考えてゆくべきところです。

これまでには、「給与は50~75%にダウンするが、年金(報酬比例部分)+高年齢雇用継続給付で所得をなるべく維持してゆく方策」で最適賃金シミュレーションしてまいりましたが、いかんせん年金の支給開始が61歳からとなるため、(61歳以降は良いですが)60歳からの61歳までの1年間、年金なしでの維持は厳しいシミュレーションとなります。

しかしながら、定年は60歳である以上、一旦区切りとし再度雇用するとして賃金設計をしなおすこ

とは企業からすれば当然でもあります。一方的大幅ダウンは不利益変更となる可能性もありますが、考え方として2例あげますと、

①基本給を月給から時給にして(60歳時の 80%前後の総支給額)、フルタイム制で再雇用し、社会保険の加入ありで1年間継続する方法。その後61歳からは短時間(週労働30時間未満、50%~75%)として社会保険喪失し、年金を満額受給<年金(報酬比例部分)+高年齢雇用継続給付>する形にするのがより良いと考えます。

②労働者の希望又は合意前提ですが、60歳以降は上記の61歳からの「短時間労働制を前倒し」して、なおかつ「年金の繰上げ支給」をして収入維持、これについては①の61歳以降のパターンより年金額は多くなります。と言いますのは、これまで繰上げは老齢基礎年金だけだったのが、この4月以降は老齢厚生年金も繰上げできるようになり、これは、必ず老齢基礎年金とセットでの繰上げとなるからです。デメリットの一つとしては、「繰上げは通常支給額より減額されこの先ずっと続く」(繰上げをやめることはできない)ということです。76歳8~9か月で通常受給に累積は逆転されます。

①②を例にあげましたが、いずれにしても各企業において、「原則ルールを設定し、場合によっては労働者の希望又は合意のケースで臨機応変な設定もする。」という形が良いと考えます。「繰上げ受給もアリ！」という時代が来ていると感じております。

61歳支給を60歳開始の繰上げの計算式

$$\text{報酬比例部分} \times 0.94 + \text{経過的加算} \times 0.7 + \text{老齢基礎年金} \times 0.7$$

#### 4. 統計・情報

①11月の完全失業率は4.1%、前月に比べ0.1ポイント低下した。男性は4.3%と前月と同率、女性は3.8%と前月に比べ0.1ポイント低下した。完全失業者数は260万人で前年同月に比べ21万人減少した。一般職業紹介状況によると、11月の有効求人倍率は0.80倍となり、前月と同水準だった。有効求人数は前月比0.5%増、有効求職者数は0.6%増となった。新規求人数は前年同月比で8.4%増加した。

②厚生労働省が実施したパワハラに関する調査結果を公表し、企業で働く人の4人に1人(25.3%)が「過去3年間にパワハラを受けたことがある」と回答したことがわかった。また、約7割の企業が相談窓口を設けているものの、窓口で相談した人がほとんどいないこともわかった。同省では、「制度を設けるだけでなく相談しやすい環境づくりが必要」と指摘している。(12月12日)

③厚生労働省が2011年の「国民健康・栄養調査」の結果を発表し、習慣的にたばこを吸っている人の割合は20.1%(前年比0.6ポイント増)となったことがわかった。男性は32.4%(同0.2ポイント増)、女性は9.7%(1.3ポイント増)で、女性の増加が目立った。(12月6日)

④NTTグループは、希望者全員の雇用延長を企業に義務付ける「高年齢者雇用安定法」改正に伴い、社員を65歳まで継続して雇用することを見据え、40~50歳代を中心とした現役世代の賃金上昇率を抑えるための新賃金制度を2013年秋から導入することで労使合意したと発表した。

⑤ヘルパーなど介護従事者約605万人を、会社の枠を超えて組織する職種別労働組合の日本介護クラフトユニオン(陶山浩三会長、UAゼンセン傘下)は18日、「2012 処遇改善調査」結果を公表した。4月に行われた介護保険法の改正や介護報酬改定の影響を探るため、2012年3月と8月の賃金や労働時間などを調査・比較した結果、賃金については全14職種で増加。労働時間では、時間区分の見直しが行われた訪問介護でも、労働時間数の増加がみられたことなどが明らかになった。

<http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/roushi/20121221a.htm>



HRM Tanaka Human Resources Management

2013年が明けました。昨年末に政権が交代しました、なんとか日本を良い方向に導いて欲しいと願います。4月以降60歳になる男性は受給権が発生しても、通常支給開始は61歳からとなり、いよいよ年金は段階的に65歳支給へとシフトされてゆきます。それにともない、雇用・賃金形態は変化せざるを得ないと考えます。法律ワンポイントでも触れましたが、繰上げは老齢基礎年金だけだったのが、4月からは老齢厚生年金も繰上げができるようになります。おおよそ77歳で、通常支給のケースの方が累積逆転して増えますが、どうしても早く受給したい方は、「繰り上げて良いのではないか(以前まではお奨めしていませんでしたが)」とも思えるのです。私共専門家は、メリット・デメリットを十分説明することが肝心で、定年以後の賃金体系について、関与先様にしっかりアドバイスしてゆきたいと考えております。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。・・・